

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づく労働者等からの外部公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 通報対象事実について処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権限を有する熱海市(以下「市」という。)の機関に対して行う法第2条第1項に規定する公益通報をいう。

(2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

(3) 担当課等 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所管する課等をいう。

(4) 通報者 外部公益通報を行った者をいう。

(通報窓口等)

第3条 外部公益通報及び外部公益通報に関する相談を受け付けるため、個人情報保護統括担当課に外部公益通報等受付窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、通報窓口責任者(以下「責任者」という。)及び通報窓口担当職員(以下「担当職員」という。)を置く。

2 責任者は、個人情報保護統括担当部長をもって充て、担当職員は、個人情報保護統括担当課の職員のうちから責任者が指名する。

(外部公益通報等の方法等)

第4条 外部公益通報等は、面談、文書、電子メール、電話その他適切な方法により、実名で行わなければならない。ただし、当該外部公益通報等に関する客観的な資料があるときは、匿名で行うことができる。

2 担当職員は、外部公益通報があったときは、当該通報者の秘密の保持に配慮しつつ、その氏名及び連絡先、当該外部公益通報の内容等を把握した上で、速やかに担当課等に引き継ぐものとする。

(通報者への通知)

第5条 担当課等は、前条第2項の規定により外部公益通報を引き継いだ場合は、その内容を確認の上、当該外部公益通報について受理又は不受理の決定をし、受理するときはその旨を、受理しないときはその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が匿名の場合又は通知を希望しない場合にあっては、通知することを要しない。

(調査)

第6条 担当課等は、外部公益通報を受理したときは、当該外部公益通報に係る者(以下「関係者」という。)の秘密の保持に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ適切な方法により調査を行うものとする。

2 担当課等は、必要に応じ、通報者に対し、調査の進捗状況を報告するものとする。

3 担当課等は、調査が終了したときは、当該調査の結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第7条 市長は、前条第3項の調査の結果、通報対象事実が確認された場合は、法令に基づく処分その他の適当な措置(以下「措置」という。)を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたときは、調査の結果及び措置の内容について、関係者の秘密の保持に配慮しつつ、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(他の行政機関等との協力)

第8条 市は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が市の他にもあるときは、当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置を講ずる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

2 通報対象事実に関する担当課等が複数ある場合においては、各担当課等は、連携して調査を行い、措置を講ずる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(除斥)

第9条 市の職員は、自己又はその親族に関する外部公益通報等の処理に関与してはならない。

(秘密の保持)

第10条 外部公益通報等の処理に関与した市の職員は、当該外部公益通報等に関する秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、外部公益通報に関する制度の運用状況について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。